

2025年度事業及び活動に関する報告

1. 学校用教材の質的向上に関する調査研究（定款第5条第1項（1））

（1）第38期学校教材調査会（小学校）の実施

第38期は、2025年度版の小学校用教材を対象に実施した。参加は7社、調査対象はこれまでと同様に5教科（国語・社会・算数・理科・英語）とした。

調査結果を教科別に伝達する各社別研究会は、2025年8月19日から9月20日までの間に、1教科2日・計8日の日程で開催した。オンラインも活用したことで、より多くの編集者が参加し、充実した会となった。

各社別研究会終了後、今期の調査の総括として「調査結果一覧表」を見直し適宜追記・修正を各委員が行い、各社へ調査した教材と合わせて送付した。

（2）全国教育研究所連盟（全教連）、関東地区教育研究所連盟（関教連）等との連携と共同調査研究

全教連、関教連の諸会議や研究活動に参加するとともに、各種教育研究の発表会やシンポジウムにも出席し、資料・情報を収集し研究を深めた。

（3）日本教材学会（教材学会）の活動支援

出版社・販売店・研究者・教師・学生など産学が一体となって推進する産学連携事業を進め、日本教材学会との連携を強化し、日図協会員にとって有益な事業・研究の推進を図った。

（4）学校用教材の質的向上に関する資料・情報の収集と調査研究

国公民間立教育研究機関が行った各教科の研究発表やシンポジウム、教材学会の研究発表大会などでの研究報告をはじめ、全国連合小学校長会や全日本中学校長会の研究会などの資料・情報を収集し研究するとともに、各社に提供した。

（5）学校のICT活用に関する調査研究

1) デジタル教材の諸課題についての研究・検討

デジタル教材の諸課題については、教育行政や市場の動向を踏まえて、編集部長会を中心に研究・検討を進めた。

2) デジタル教材及び学校のICT活用に関する資料・情報の収集と調査研究

文科省や学習情報研究センター（学情研）、日本教育情報化振興会（J A P E T & C E C）、I C T C O N N E C T 2 1等の資料・情報を収集し研究するとともに、各社に提供した。

3) デジタル委員会の設置

デジタルに関する情報共有、共通課題の研究及び政策動向への対応を、専門的見地から行うためにデジタル委員会を設置した。各社より委員を選出し、第1回委員会の開催に向けて準備を進めた。

2. 学校用教材の出版倫理の維持高揚（定款第5条第1項（2））

（1）出版倫理の確立を図るための諸会議・研修会等の開催

学校用教材等についての模倣や剽窃、他社の経営方針などについての中傷、誹謗や知的所有権の不適切な処理など出版倫理・経営倫理にもとる行為が行われないよう関係各所において出版倫理の意識高揚を図った。

（2）知的所有権及び不正競争防止法等についての研究・啓発と適切な処理等についての指導、助言

学校用教材についての著作権、出版権等著作権法上の権利並びに商標権、意匠権、実用新案権、特許権等の工業所有権など知的所有権全体についての権利及び不正競争防止法上の権利等を守るため、文化庁、特許庁等の行政機関や権利者団体、著作権団体等が開く諸会議や講習会などに出席して資料・情報を収集し研究を進めるとともに、随時各社に情報提供を行った。

写真やさし絵、文学作品などの知的所有権を尊重するため、当協会と日本児童文芸家協会（児文芸）、日本児童文学者協会（児文協）、日本文藝家協会（文藝協）、日本音楽著作権協会（J A S R A C）、日本写真家協会（J P S）、日本児童出版美術家連盟（童美連）等との間で締結された覚書や協定などを正しく遵守して教材作りを進めるよう機会あるごとに啓発を行った。

（3）教材と著作権についての対外宣伝活動と授業目的公衆送信補償金制度への対応

学校用教材は著作権法第35条の権利制限の範囲には該当しないとの立場を維持しつつ、学校の実情に対応した形で、文科省等と連携しながら、著作権の啓発活動を行った。具体的な活動として、協会ホームページでの学校用教材の著作権解説の掲載、全教委あての学校用教材の著作権に関する学校への指導依頼文書の発出（3月1

日付)、学校からの問い合わせ対応方針の各社共通理解の促進などを行った。

また、授業目的公衆送信補償金制度への対応については、補償金制度に関わる権利者（出版、新聞、写真、文藝、美術等）と利用者（教育関係者）が意見交換を行うフォーラムでは、著作権の啓発活動の充実を中心に検討が行われ、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の構成団体のひとつである出版教育著作権協議会に出席し資料・情報を収集するとともに学校用教材の著作権について教材業界として意見を述べた。

（４）インターネットを介した学校用教材の転売への対応

１）インターネットオークションやフリーマーケットサービス運営企業との交渉と対応

各運営会社に対して、評価教材や見本本について一定条件のもとでの出品削除や、出品者への警告メッセージの発信等の依頼を行った。

また、大量に見本本を出品しているような悪質出品者のリストを運営会社毎に整理して、編集・営業部長等と共有した。

２）見本本への対応

出品、転売されないための対策として、各社では見本本への対応（出品禁止等の文言の掲載やシール対応）や検討を行った。また、販売店に対し見本本の管理、回収の徹底を依頼した。

３．学校用教材及びその効果的使用についての啓発普及（定款第５条第１項（３））

（１）学校用教材の価値、役割の啓発宣伝

報道機関等に対して、学校用教材の教育的必要性や価値、役割、教育上の効果等について資料・情報を提供して正しい知識と理解を深めるよう求めた。また、文科省、教委、全教連、国公民間立教育研究機関、各教科の研究会、教材学会、校長会等の諸会議や講習会などに参加して、教材の内容や協会の事業、活動について資料・情報を提供して正しい知識と理解を深めるよう啓発した。あわせて、全図協と連携して全国の教育委員会、小・中学校校長会宛てに「採用品のお届けに関するお願い」「学校での教材採択の重要性について」（３月１日付）を送付し、教材採択の重要性について周知を図った。

(2) 学校用教材の効果的使用についての啓発宣伝

「図書教材新報」に掲載した各社の教材活用事例「教材活用シリーズ」を協会ホームページにて随時公開し、教材の価値、役割、活用法について発信した。

(3) 刊行物の普及及び協会ホームページ等の活用による啓発宣伝

協会や業界としての広報活動の一環として、協会ホームページの充実に加え、その他媒体での広報活動の検討を進めている。対外宣伝チラシについても内容・デザインのリニューアルを検討し、順次更新を進めた。

(4) 一般社団法人全国図書教材協議会（全図協）及び教材学会との連携による啓発宣伝

学校用教材の普及、啓発、採用促進運動として、全図協と連携して全国教育委員会、小・中学校校長会宛てに送付している3月1日付文書に同封する形で学校における教材採用に関する要望文書を送付した。

教材学会で開かれた第37回研究発表大会（9月27～28日、香川大学教育学部）に対して、参加、協賛協力及び地元販売店の協力のもと学校用教材のブース展示を行った。

4. 学校用教材に関する情報、資料等及び実物の収集（定款第5条第1項（1）（4））

(1) 学校用教材及びそれに関連する資料等の収集とその保管展示

小・中学校用教材や教具などの提供を関係各社より受け、主要なものは保管展示した。

(2) 教科書及び教師用指導書並びにそれに関連する資料等の収集と関係教材各社への提供

教科書・教師用指導書の収集と調査研究については、①小・中学校教科書訂正情報、②2026年度用高校教科書供給本、③2026年度及び2027年度用高校教科書見本本の収集と提供を行うとともに、その内容についての研究を進め、主要なものは保管展示した。

(3) 教科書の採択に関する資料等の収集と関係教材各社への提供

2026年度の教科書採択集計資料及び教科書会社の発行する定期刊行物、研究資料に関する情報を収集し研究するとともに、各社に提供した。

5. 学校用教材及び教育全般に関する研修会等の開催（定款第5条第1項（5））

（1）編集部長会の開催

学校用教材の改善充実を進めるため、小・中学校編集部長会を開き、ルールに則った教科書準拠教材作り、著作権者などの権利の尊重、知的所有権及び不正競争防止法上の問題の処理、広報活動（協会ホームページの内容充実等）、教育のD Xに対応した学校用デジタル教材に関する諸課題などについて研究協議し対応方策について検討を行った。

6. 関係官庁及び関係団体等との連絡協調（定款第5条第1項（6））

（1）文科省等との連絡協調と、文科省有識者会議への参画

文科省教科書課、教育課程課、デジタル学習基盤参事官、教育D X推進室等と随時連携を図り、学校用教材の現状と課題についての意見交換を行った。

1）教育D X推進室からの取引慣行実態調査への対応

教育D X推進室から要請のあった（主に学習e ポータルに関する）取引慣行の実態調査について、関係者ヒアリングが4社合同で2025年11月6日に行われた。

2）学校とのF A Xでのやり取りの慣行見直しへの対応

学校とのF A Xでのやり取りの慣行の見直しについて、文科省担当課（学校情報基盤・教材課）に対し、D Xによる業務効率化の推進に協力しつつ、業界団体としての懸念や課題を伝えながら情報共有・意見交換を行い、連携を図った。

3）文科省「初等中等教育における教育データの利活用を支えるシステム間連携の在り方に関する専門家会議」への委員参加と提案

協会を代表して委員として渡部竜士専務理事が計2回の会合（2025年12月22日、2月27日）に参加し、学習e ポータルの公共性を担保した運用などを提案した。運用指針改訂案については、日図協意見案が反映され、標準モデル改訂版「相互運用標準モデル Ver.6.00」が3月27日付で公開された。

4）教育推D X進室に訪問し、デジタル教材を紹介

小・中学校編集部長会の各幹事長と渡部専務理事で、教育D X推進室を訪問し、デジタル教材を紹介した。学校現場での教材の採用・使用実態や、加盟社のデジタル教材の内容について理解を得た。

5）文科省「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」への委員参加と提案

委員として森副会長が今年度計3回の会合（2026年4月10日、6月18日、

7月16日)に参加した。第2回では、森副会長より教材出版社の立場から学校用教材のアナログ・デジタルの効果的な組み合わせについて教材業界、教材会社の立場から発表があった。

(2) 出版文化団体、仲介業務団体等との連絡協調

日本書籍出版協会(書協)、日本雑誌協会、新聞協会、児文芸、児文協、文藝協、童美連、JPCA、JPS、JCOPY、JRRC、JASRAC、JUCC、SARTRASなどの諸会議や講習会等への参加や相互訪問を通して理解を深めた。

(3) 教科書関係団体、教材関係団体及び教育関係諸団体との連絡協調

- 1) 教科書協会、教科書研究センター、教科書著作権協会、教科書供給協会、学習教材協会など関連する教育出版・著作権管理団体と随時意見交換等を行い連携協力関係を深めた。
- 2) 全日本教育材料連合会、日本心理検査協会、日本教材備品協会、学情研、JAPE T&CEC等の教育関係団体の諸会議や講習会等に参加し、また相互訪問を行って資料・情報の交換を行うなど相互の理解と連携協力関係を深めた。

(4) 教科書著作権協会(教著協)との協力体制の確立

- 1) 教科書制度の見直し(デジタルが検定対象となること)を受けて、二団体間での情報・課題の共有とともに、デジタル教科書と教材の連携のためのルール検討の準備を行っていくことを確認した。あわせて、教科書・教材の生成AIの利用についても二団体間で情報・課題共有することも確認した。
- 2) 2026年5月8日には教著協著作権委員と日図協編集部長との合同情報交換会を開き、相互信頼と友好関係を深めるよう努めた。
- 3) その他、教科書利用に関わる諸課題について、事務局間で情報の共有や意見交換を行った。

7. 学校用教材の出版・制作事業の改善合理化に関する調査研究(定款第5条第1項(7))

(1) 流通等の業務の合理化に関する調査研究

業務委員会では、2026年6月15日に会議を開き、新学期教材の供給と流通全般における諸課題などについて情報交換を行った。

(2) 受発注業務の合理化に関する事業の推進

ネットワーク委員会では、2026年6月16日に会議を開き、Web発注システム「図書教材ネット」の稼働状況の確認のほか、次年度以降のシステム改修の検討を行った。

(3) 全図協との連携による学校直販システムの維持・発展の研究

営業部長会では、全図協のブロック小学部会長会議、ブロック中学部会長会議と協議会（6月、11月）を開催し、小・中学校分野における市場の安定・拡大発展と、小・中学校特有の課題、問題の対策を検討した。また、全図協のブロック会議及び各都道府県協会の総会等諸会議に出席し運営に協力した。

8. 機関紙及び調査研究報告書等の発行（定款第5条第1項（8））

(1) 機関紙「図書教材新報」の刊行

協会はじめ、全図協、都道府県協会、教材学会等の事業、活動などを正しく広報するため、加盟社の全面的な協力により、月刊で12回発行した。

2026年度の重点事業の一つとして、「図書教材新報」の大幅リニューアルを進めていく方針を固めた。

(2) 各種調査研究報告書等の作成とその配布

新任教員向けテキスト「授業と教材—教材の正しい理解と活用のために」のほか、これまで作成した研究センターの調査研究報告書を活用した。

9. 学校用教材の作成に関する著作権等の権利処理事務（定款第5条第1項（9））

(1) 教科書に準拠する教材作りに関する権利処理事務

教著協との契約に基づき、所定の事務処理を適切に行った。特に、教科書見本本については、加盟社、業務委託会社に対して、契約に従った厳格な取り扱いを周知・徹底した。また、契約書に基づいた教材制作に関する各社からの個別相談に適宜応じた。

(2) 国語教科書掲載作品等の著作権者への権利処理事務

1) 共同許諾申請を中心とした権利処理事務

児童文学者団体及び文藝協との協定に基づき、著作権者への所定の権利処理事務

を適切に行った。採点等での教材の学校現場等での二次的利用や生成 A I での利用における、許諾申請のルール作りについて、編集部長会を中心に検討した。

2) 日本文藝家協会（文藝協）の使用料規程改訂案への対策

文藝協から、使用料規程改訂についての意見聴取について、日図協としての意見書（印税率の現状維持と、I C T 利用に対する整理のための協議の場の提案を中心に）を取りまとめて 2 0 2 5 年 8 月 2 2 日に提出したのち、まだ回答は得られていない（8 月末現在）。また、書協ほか関係団体と連絡を取りながら必要に応じて協調して対策していくことを確認した。

3) 自治体からの教材の単元データ利用等の提供依頼への協会での処理業務の検討

自治体から各出版社への採点支援・校務支援システム利用のための教材紙面・単元データの提供依頼について、事務的な手続きを協会で行きとめるために、小学校編集部長会を中心に検討した。

1 0. 基本財産（不動産等）の運用（定款第 5 条第 1 項（9））

（1）基本財産（不動産）の賃貸等による運用

協会ビル 2 階・3 階の賃貸運用を行った。空き室は 1 0 月（月×部屋数）＜ 1 2 % > となった。なお、現時点（8 月末現在）では空き室は 0 となっている。

（2）金融資産の運用（国債）

第 3 7 7 回国債（1 0 年）の利息として 2 0 2 5 年 1 2 月および 2 0 2 6 年 6 月に各 3 0 万円、第 3 7 8 回国債（1 0 年）の利息として 2 0 2 6 年 3 月に 3 5 万円を受領した。

1 1. 2 0 2 5 年度事業報告の附属明細書について

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 3 4 条第 3 項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。